

東京における働き方改革推進等に関する連携協定に基づく実施計画

「東京における働き方改革等に関する連携協定」（平成 29 年 11 月 30 日。以下「働き方改革連携協定」という。）第 2 条に基づき、次のとおり、令和 4 年度（2022 年度）において東京都（以下「都」という。）と東京商工会議所が連携・協力して実施する取組等の実施計画を定める。

1 「働き方改革」の取組の推進

（内容）

- （1）働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現のため、改善に意欲ある企業に対する支援
- （2）企業が自立して働き方改革を推進できるよう、企業の実情にあわせたきめ細かな支援の実施

都の取組

- ア 企業における働き方改革に向けた気運醸成
- イ 働き方改革に関する相談窓口の設置
- ウ 働き方改革の推進に必要なノウハウや法知識等の情報提供
- エ 働き方改革の推進に課題を抱える企業への専門家の派遣

東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対する都の働き方改革促進等の周知啓発、後援等（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 会員企業の働き方改革の支援

2 テレワークの推進

（内容）

- （1）新型コロナウイルス感染拡大防止と事業継続を両立する有効策としてのテレワークを推進するため、企業の導入・定着に向けた支援やサテライトオフィス設置等を支援
- （2）テレワーク普及の気運醸成に向けて、イベントや広告等により普及啓発

都の取組

- ア 東京テレワーク推進センターの運営
- イ 企業におけるテレワークの導入・定着に向けた支援
 - ・「テレワーク東京ルール実践企業」宣言制度の普及
 - ・テレワークの導入や運用時の課題解決の支援
 - ・テレワークの機器導入経費補助

- ウ 商工団体等と連携した普及促進（テレワーク推進デスクの設置）
- エ 民間事業者・市町村におけるサテライトオフィス設置・利用の促進

東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対する都のテレワーク推進施策、支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するテレワーク体験セミナー、イベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業に対する「東京テレワーク推進センター」の利用促進
- エ 会員企業に対する都のテレワーク支援への適切な誘導
- オ 会員企業に対するテレワーク導入に向けた働きかけ
- カ テレワーク推進デスクの設置・周知協力

3 スムーズビズの推進（テレワーク、時差 Biz、物流の効率化など（交通需要マネジメント（TDM））等の一体的な推進）

（内容）

- （1）「新しい日常」における働き方であるスムーズビズの取組の継続や定着に向け、集中的に取り組む期間の設定やイベント、広報等により、企業等に普及啓発

都の取組

- ア スムーズビズの取組実施を呼びかける期間の設定
- イ スムーズビズの取組に関連するイベントの開催
- ウ スムーズビズの取組を実践する企業等の情報発信を通じた普及啓発

東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対するスムーズビズの取組に係る周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するスムーズビズの取組やイベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が取り組む「時差出勤」、「フレックス制」などの働き方に関する取組、鉄道事業者（会員企業）によるオフピーク時間帯における特典付与や混雑の見える化などの取組について、推進・浸透に対する支援

4 ライフ・ワーク・バランスの推進

（内容）

- （1）ライフ・ワーク・バランス認定企業制度やE X P Oを活用した気運醸成
- （2）企業における育児・介護など生活と仕事の両立が可能となる雇用環境整備の促進

都の取組

- ア ライフ・ワーク・バランス認定企業制度の実施
 - ・認定企業の取組発信を通じた普及啓発
- イ ライフ・ワーク・バランスEXPOの開催
- ウ 育児・介護や病気治療と仕事の両立及び育児・介護等を理由に離職した従業員が会社に復帰できるよう職場環境整備（情報発信、専門家派遣、奨励金制度、育休取得、介護休業取得に関する奨励金）に取り組む企業への支援
- エ 家庭と仕事の両立推進に関する各種支援・普及啓発の実施（登録制度、事例発表会、等）
- オ 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する取組の支援の実施

東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対する都のライフ・ワーク・バランス認定企業制度、各種支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するライフ・ワーク・バランスEXPO、その他のイベントに関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が独自に行う職場環境整備に対する支援
- エ 会員企業に対する職場環境整備支援への適切な誘導

5 女性の活躍推進

（内容）

企業における女性リーダーの創出（女性従業員のキャリアアップ）を促進

都の取組

- ア 女性活躍推進法に基づく一般行動計画の策定促進・目標達成の支援
- イ 企業における女性活躍の普及啓発
- ウ 女性のキャリア形成やスキルアップのための支援

東京商工会議所の取組

- ア 会員企業に対する都の女性の活躍推進施策・支援事業等の周知啓発（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- イ 都が実施するイベント等に関する周知協力・後援
- ウ 会員企業が独自に行う職場環境整備に対する支援

6 中小企業の人材確保

（内容）

- （1）若者等への企業の魅力発信などにより、中小企業の人材確保を支援するとともに、企業主導型保育施設設置を促進

都の取組

- ア 中小企業の人材確保に関する取組を実施
 - ・公益財団法人東京しごと財団に「人材確保相談窓口」を設置し、人材確保に苦慮する中小企業の相談対応、専門・中核人材や兼業・副業人材活用に関する専門相談、専門家派遣によるコンサルティングを実施
 - ・人材確保セミナー等の実施
 - ・人材戦略構築に関するセミナー、コンサルティングの実施
 - ・「専門・中核人材」「副業・兼業人材」に関する相談対応
 - ・中小企業の人材戦略の構築支援
 - ・企業主導型保育施設設置に関する相談対応、助成制度、セミナー等の実施
- イ 中小企業の魅力を若者に紹介する「東京カイシャハッケン伝」の発行
- ウ 外国人材の受入れに関する中小企業の支援拠点を設置し、相談対応や専門家派遣によるコンサルティングを実施
- エ 外国人留学生等対象の合同企業説明会やインターンシップの実施、特定技能外国人材の就労支援及び海外におけるマッチングイベントの開催
- オ 中小企業が外国人社員に対して実施する日本語教育等にかかる費用を一部助成

東京商工会議所の取組

- ア 中小企業の人材確保に資する事業の実施
 - ・東商ジョブサイトによる中小企業の求人情報の発信
 - ・雇用シェア（在籍型出向）の推進に向けた取組の推進
- イ 都が実施する人材確保支援事業等の広報（メールマガジン、東商新聞、経営指導員による資料配布等）
- ウ 都が実施する人材確保セミナー等の共同開催
- エ 都が設置する外国人材の受入れに関する中小企業の支援拠点の周知協力
- オ 都が実施するイベント等に関する周知協力・後援

本実施計画は、令和4年（2022年）4月1日から実施する。